

面会制限の緩和について

1. 変更日

令和6年4月26日（金曜日）より

2. 面会の制限について

- (1) 面会は、申請したご家族のみとさせていただきます。
- (2) 当院は、高度急性期病院として重症患者の安静環境の確保と、感染防止対策及び防犯対策を徹底するため、入院病棟への出入りを患者本人とその家族（事前に申し出のあった近親の方、身の回りのお世話をする方を含む）に限定します。
その為、ご家族以外の方の面会・お見舞いは、ご家族同伴とし、それ以外の方の病棟内への出入りは固くお断りします。
- (3) 入院されている病棟の出入りエレベーター利用には、セキュリティーカードが必要となります。

●ご 家 族（家族カードをお持ちの方） 7:00～20:00

ご家族以外（家族カードをお持ちでない方） 15:00～20:00

面会方法	○セキュリティーカードを持つご家族 手続き時に貸与するネックストラップ（緑）にセキュリティーカードを入れて、首にかけて入院病棟にお入り下さい。
	○セキュリティーカードを持たない方 セキュリティーカードを持つご家族（※ご本人）と一緒に面会受付で手続きの上、同伴者証を首にかけて面会をお願いします。（※冬期間はこの限りではない）
注意事項	○患者様本人・面会者ともにマスク着用・手の消毒をお願いします。 （マスクは院内ローソン又は1階自動販売機でご準備ください） ○多床部屋（2床・4床）での面会にご遠慮ください。 ○移動可能な場合は、デイルームや情報ラウンジでの面会をお願いします。 ○3北病棟・4南病棟（NICU）・9南病棟は、一般病棟と面会制限が異なりますので、入院時に担当看護師が説明させていただきます。

●セキュリティーカードの貸与手続きは以下のとおりです。

手続場所	1階総合支援センター内の入退院カウンター（6番）
受付時間	8:30～17:00（休診日除く）
配布対象	・ご本人 ・セキュリティーカードを申請したご家族
申請方法	セキュリティーカード利用申請書 ※入院のご案内に同封しています。